

平成 29 年度

港区障がい者支援専門部会からの意見に対する回答

大阪市福祉局障がい者施策部

平成29年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望4
築港地域の障がい福祉サービス提供事業所の不足について
理由
<p>築港地域には、障がい福祉サービスを利用する障害者が約30名居住している。地域内に障がい福祉サービス事業所が存在していないために築港地域以外からヘルパーが派遣されるが、報酬がつかない移動に時間がかかるため、ヘルパー派遣を躊躇する障がい福祉サービス事業所が多く、地域内の障がい者は必要な障がい者福祉サービスの受給が困難な状況となっている。</p> <p>同要望については平成28年度に福祉局から回答されているが具体的ではなく、築港地域のように障がい福祉サービス事業所が少ない地域に住む障がい者が必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、移動時間に一定以上の時間がかかる場合には報酬額の上乗せ等の予算措置やヘルパーが乗用車を使用して近隣の場所に行く場合に無料で駐車できる場所等の提供・駐車禁止除外票を交付する・ヘルパー用のシェアサイクル等、障がい福祉サービス事業者が築港地域でヘルパーを派遣しやすくなるような検討について、具体的な回答をいただきたい。</p>
回答
<p>障がい福祉サービス事業所が少ない地域で暮らす方にも必要なサービスが提供されるよう、厚生労働大臣が定める地域（特定農山法や山村振興法、離島振興法等によって指定された中山間地域等）に居住する利用者に対し、障害福祉の訪問サービスまたは相談サービスを提供した場合に、その支援を評価し、基本報酬に15%を加算する特別地域加算があります。大阪府内では千早赤阪村が指定されています。</p> <p>本市は、特別地域加算適用地域ではないものの、障がい福祉サービス事業所が適切な支援を安定して実施できるよう、国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところですが、今後とも、引き続き国に対して要望を行い、サービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8245

平成29年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望5
障がいのある人すべてが適切な計画相談支援が受けられるよう、新規事業所開設にかかる支援を大阪市として取り組むこと。
理由
<p>大阪市における計画相談支援の支給決定状況は、平成29年12月末時点で46.9%にとどまっており、残りの約53.1%はセルフプランを活用している。</p> <p>平成30年1月18日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から「計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成しているものが多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること」との指摘があり、また、「1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準件数を設定する。・相談支援専門員が1月に標準件数を超えて一定件数を上回る継続サービス利用支援等を行った場合、当該件数を超えて実施した継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助の基本報酬を減算する」との説明があり、これが実施されれば、新規に参入する事業所が減少することが想定される。</p> <p>適切な計画相談支援を必要とされるすべての人が受けられるように、大阪市として新規事業所開設にかかる支援に取り組む必要がある。</p>
回答
<p>平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援については、さらなる質の向上をめざすための見直しが行われたところです。</p> <p>基本報酬が一定程度引き下げとなった一方、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設や、相談支援専門員の複数配置等の要件を満たす事業所へ加算を行う特定事業所加算の拡充などが行われたところです。</p> <p>国においては、これら見直しによって、「適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増加が促進される」との見解を示しています。</p> <p>本市においては、これら報酬改定に伴う影響を注視しつつ、国に対し、今般の報酬改定実施にともなう効果や影響を分析したうえで、相談支援事業所の参入が進むよう、基本相談部分も含めすべての事業所において運営が成り立つような報酬体系とするよう要望してまいります。</p> <p>また、相談支援事業所の開設を促進するため、区地域自立支援協議会や区障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、相談支援事業所の立ち上げ説明会を開催していくなど、引き続きサービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 06-6208-8081

平成29年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望6
手話を必要とする方が、日常でも安心して手話でコミュニケーションできる社会の実現について
理由
<p>大阪市予算で手話通訳契約を行う際、比較見積が行われているが、事業者により通訳者のレベルがまちまちで、比較見積にそぐわない。</p> <p>また、グループホームに入居している聴覚障がい者が夜間に救急搬送を依頼した際、手話通訳可能な者が同乗するよう求められた。</p> <p>手話を必要とする方が、日常でも安心して手話でコミュニケーションできる社会の実現を目指し、大阪市として取り組む必要がある。</p>
回答
<p>手話通訳者派遣に関しましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の意思疎通支援事業として、本市においては大阪市聴覚言語障がい者コミュニケーション事業として実施しております。平成30年度から本市事業として開催される市民が参加する会議等への手話通訳派遣も可能となりました。区役所で手話通訳が必要な場合はぜひご活用ください。</p> <p>なお、平成29年度より夜間・休日の手話通訳者派遣受付を開始し、休日や夜間に救急で医療機関に受診・入院した場合の緊急時の手話通訳者派遣対応を行っており、救急搬送等の緊急時にも手話通訳がご利用いただけます。</p> <p>今後とも手話を必要とする方が日常でも安心して手話でコミュニケーションできる社会の実現を目指して取り組んで参ります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 06-6208-8081

平成 30 年度

東住吉区地域支援調整チームからの意見に対する回答

大阪市福祉局障がい者施策部

意見 2
学校の送迎
<p>障害児の学校の送迎に関しては、子どもによって、また学校によって取り組み状況は違うものの、福祉サービスである移動支援は原則的に利用できず、保護者が送迎を担うことがまだまだ多いのが現状である。</p> <p>子どもや家庭の状況により様々だが、保護者が何らかの理由で送迎できない際に、別の手立てで送迎が可能な方法を多様に用意しておく必要があり、移動支援も原則的に利用可能にしてもらえないか。</p>
回答 2
<p>本市における移動支援事業のサービス内容については、「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通学・通園など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学の継続を支援できるように努めております。</p> <p>本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-8245）

意見 4
計画相談支援・障害児相談支援を行う事業所が足りない
<p>大阪市においては、市独自のセルフプラン様式を設定するなどの運用を行っている。</p> <p>しかしながらこのような運用は、真に相談支援を必要としている人に相談支援が十分に行えていない状況である。</p> <p>なんといたっても事業所及び相談支援専門員の不足に大きな要因があると言わざるを得ない。</p> <p>相談支援を支援の中核と位置付けるなら、やはりそれ相応の報酬体系の設定や相談支援専門員の育成が求められるところである。</p>
回答 4
<p>平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障がい児相談支援については、さらなる質の向上をめざすための見直しが行われたところです。</p> <p>計画相談支援においては基本報酬が一定程度引き下げとなった一方、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設や、相談支援専門員の複数配置等の要件を満たす事業所へ加算を行う特定事業所加算の拡充などが行われたところです。</p> <p>本市においては、これら報酬改定に伴う影響を注視しつつ、国に対し、今般の報酬改定実施にともなう効果や影響を分析したうえで、相談支援事業所の参入が進むよう、基本相談部分も含めすべての事業所において運営が成り立つような報酬体系とするよう要望してまいります。</p> <p>また、相談支援事業所の開設を促進するため、区地域自立支援協議会や区障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、相談支援事業所の立ち上げ説明会を開催していくなど、引き続きサービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-7999）

意見 5
相談支援専門員の多岐に渡る業務
<p>相談支援専門員の業務範囲は、ご本人の福祉サービスにかかる計画の作成、モニタリングが主ではあるが、そこにかかる様々な調整や福祉サービスの域を超える支援が必要になる場合がある。</p> <p>丁寧に対応しようとするほど、いわゆる基本相談の業務が増えざるを得ない。このような相談にも対応できるよう、適切な報酬体系が必要である。</p>
回答 5
<p>平成 30 年度報酬改定において、計画相談支援については、対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより計画相談支援の質が向上するよう、標準期間の一部が見直されたところです。</p> <p>また利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際の関係機関との連携を評価する加算や、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価する加算が創設されたところです。</p> <p>しかしながら、依然として基本相談については報酬上の評価がされておらないことから、国に対し、基本相談部分も含めすべての事業所において運営が成り立つような報酬体系とするよう要望してまいります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）



平成 30 年度 東住吉区地域支援調整チームからの意見

意見 6
ショートステイについて
<p>身近な地域でのショートステイが、ニーズは多いのに常に一杯で利用できないという課題がある。</p> <p>とりわけ緊急で必要な人に対しては、利用があってもなくても体制を整えておく必要があり、常に一部屋あけておく必要がある。市からの補助があれば、一部屋あけておくことが可能になる。</p> <p>また重度の人の希望が多いが、重度の人に必要な支援を行うためには、1対1対応が必要になる場面も多く、スタッフを増やす必要がある。</p> <p>増やすための加算を大阪市独自でつけていただきたい。</p>
回答 6
<p>平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、短期入所については、緊急時の受入対応機能の強化の観点から、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数が引き上げられるなどの改正が行われたところです。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障がい児者の受け入れを支援するため、新たな報酬区分としての「福祉型強化短期入所サービス費」や「重度障がい児・重度障がい者対応支援加算」などが創設されたところです。</p> <p>本市においては、これら報酬改定に伴う影響を注視しつつ、短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようなサービス提供基盤の確保が行われるよう、国に対して報酬単価の適正な設定や制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。</p>
担当：福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

平成 30 年度

西成区地域支援調整チームからの意見に対する回答

大阪市福祉局障がい者施策部

8. 地域活動支援センターの運営基盤強化について

平成 28 年度意見に対し福祉局より、地域活動支援センターの委託にあたっては、引き続き施設の運営状況の把握に努め、障がい者のニーズ等を勘案しながら事業運営を検討していきたい旨の回答を得た。

西成区では、『日中活動を行うことが望ましいが、精神障がい等、障がい特性のために自立支援サービスの申請から受給者証交付までの期間に日中活動への参加意思が揺らいでしまう方』などにとっても地域活動支援センターは大切な受け皿となっている。しかし地域活動支援センターには処遇改善交付費がなく、活動支援 A 型や B 型などは障がい特性から受入れが不安定となるにもかかわらず、基礎ベースが無く、前年度通所人数の実績で委託料が算出されるため、障がい特性への専門的知識や経験のある職員を安定・継続して配置することが難しい現状がある。

大阪市の把握した障がい者のニーズと地域活動支援センターの現状について、具体的に示していただきたい。

回答

地域活動支援センターにつきましては、障がい支援区分や年齢での制限があるため特定の障がい福祉サービスを利用することができない障がい者等にとって、日中の活動の場として、非常に重要な役割を担っていると認識しております。

地域活動支援センターの委託にあたっては、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っておりますが、今後も引き続き、施設の運営状況を把握し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話 06-6208-8076）

9. グループホームにおける消防設備について

消防法令の経過措置が平成 30 年 3 月 31 日に終り、グループホームなど、「主として障害の程度が重い者を入所させるもの（障害者自立支援法に定める「障がい支援区分」4 以上の者が概ね 8 割を超える施設）には火災報知機やスプリンクラーの設置が義務化される。賃貸契約を結んでいる居室のフロアだけではなく、入居者の平均区分が上がるとマンション等全体に消防設備の設置が義務化され、当該管理会社との協議や多額の資金が必要になる。既にグループホームを利用している障がい者の区分が更新・変更で上がった際、居住地を失うことにもなりかねない。

平成 30 年度以降も継続される「社会福祉施設等施設整備費補助金」は対象が施設に限られるため、マンションの 1 フロアを利用している事業所などには利用できないが、大阪市は大都市の中でも人口密度が非常に高く、新しく施設をつくりあげるより、既存のマンション等の場所を利用することが大阪市の現状に見合っていると考えられる。

グループホームの安定した事業運営が図られるよう、また、入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続するためにも、消火設備設置にかかる法人負担の補助が必要となる。

平成 28 年度意見に対し福祉局より、国に対して、社会福祉施設等施設整備費補助金を引き続き活用し、十分な財政措置を講じることを要望するとして、また、大阪市補助制度の内容について検討を行う旨の回答を得た。検討した「大阪市補助制度」の内容について、また、結果を示していただきたい。

回答

障がい者グループホームに対するスプリンクラー設備設置費の国庫補助金は、全額補助ではなく一部が法人負担となることから、本市においてはこれまでから、円滑なスプリンクラー設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じるよう国に対して要望してきたところです。

なお、本市におきましては、市消防局において、障がい者グループホーム等の実態に応じた対策として「特例基準」を運用しているところであり、特例基準の適用を受けたグループホームはスプリンクラー設置等が免除されているところです。

また、本市指定グループホーム事業者の消防設備等の設置状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、経過措置が終了する平成 30 年 3 月 31 日までに本市指定グループホーム事業者の全住居において必要な設置等が完了しました。

一方、経過措置終了後の平成 30 年 4 月 1 日以降においては、入居者の変更や障がい支援区分の変更等の事情によってスプリンクラー設置義務が新たに生じた場合に、猶予期間なく設置を求められることが想定されることから、本市から国に対して強く要望した結果、国の社会福祉施設等施設整備費補助金は平成 30 年度も継続されることとなったところです。当該整備費補助金を引き続き活用していくとともに、本市においても平成 30 年度より

補助対象を拡充し、賃借及び購入した家屋の住宅改造のうちスプリンクラー設備の設置にかかる工事費補助を実施しているところです。入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。

今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、設置促進及び既存グループホームの存続に取り組んでまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話 6208-8245）

10. 痰吸引等の医療的ケアを必要とする方への支援体制について

平成 28 年度意見に対し福祉局より、大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業において障がい福祉サービス事業所への医療的ケアの技術向上を目的とした研修は、厚生労働省の認める喀痰吸引等研修と連携していないが、喀痰吸引等研修未受講者の多くが今後受講したいとアンケートで答えており、知識・理解を深めるものとなっている旨の回答を得た。

しかし、『大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業』の研修には医師も参加するなど厚生労働省の認める喀痰吸引等研修よりも手厚い内容になっており、本市研修を受講後に厚生労働省の当該研修を受講するのは、資格を得るという実物的な理由だけである現状がある。

『大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業』において資格を取得できるようにする、あるいは周知・啓発を目的とするのであればもっと研修の内容を簡略化するなどし、開催場所や回数を増やすなど、より機会を拡大することを求める。

回答

大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業では障がい福祉サービス事業者への医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者に対する介護技術の向上を目的とした研修を実施しており、障がい福祉サービス事業者において、重症心身障がい児者の方が利用相談に来られても対応できるように、重症心身障がい児者等に関する知識・理解を深めるよう研修を行っております。

今後は、本研修をより多くの方に受講していただけるよう研修内容の検討を行い、引き続き、重症心身障がい児者の支援に取り組んで参ります。

14. 移動支援の「通年かつ長期にわたる外出」の要件緩和について

平成 27 年から継続し、移動支援の「社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」について通勤・通学・通所等についても社会生活上不可欠な外出として認めるよう求めてきたところである。

平成 28 年度意見に対し福祉局より、大阪市としても国の動向を注視しながら移動支援事業を個別給付とするように国に働きかけるとともに、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するように引き続き要望していく旨の回答を得た。

余暇活動だけではない社会参加の重要性から、「大阪市の移動支援事業」として通勤・通学・通所等に対する移動支援の決定について、改めて求める。

回答

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。

通園・通学・通所など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学や日中活動の継続を支援できるように努めております。

本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携方法について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話 6208-8245）

<p>15. 移動支援の対象者拡大について</p>
<p>平成 27 年から継続し、移動支援の重度訪問介護の対象者に該当せず、また両上肢かつ下肢 1・2 級にも該当しない身体障がい者への利用者範囲の拡大を求めてきたところである。</p> <p>平成 28 年度意見に対し福祉局より、現在のところ、困難であると考えているが、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望していく旨の回答を得た。</p> <p>国への大阪市からの要望については継続していただきたいが、「大阪市の移動支援事業」として「重度訪問介護の対象者に該当せず、また両上肢かつ下肢 1・2 級にも該当しない身体障がい者への利用者範囲の拡大」について、改めて求める。</p>
<p>回答</p>
<p>移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p>
<p>担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課 （電話 6208-8245）</p>



16. 障がい福祉サービスの申請を行った場合の利用開始時期について

平成 28 年度意見に対し福祉局から、支給申請から支給決定までの間には、法令及び国の『介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）』で定められているプロセスが必要であり、申請日に即時で障がい福祉サービスの支給決定を行うことは制度的に困難である旨の回答を得た。

しかし、状態が悪化して新規の申請、あるいは区分変更を申請した方に対して 75 日の標準認定期間は長過ぎ、障がい福祉サービス事業所等にボランティアで入ってもらうなどの現状がある。

法令で定められたプロセスが必要であることは理解できるが、本人や支援者に対して不利益が出ている現状について国に伝え、変更について要望することを求める。

回答

障がい福祉サービスを利用する流れは、法令等に規定されており、利用を希望する方は市町村に支給申請を行い、市町村は、支給申請があれば、給付の要否を決定するとともに、決定を行う場合には、その有効期間内において設定した支給量の範囲内で介護給付費等を支給することとなっております。

支給申請から支給決定までの間には、法令及び国の「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（平成 30 年 4 月 1 日付け事務連絡。以下「事務処理要領」という。）等で定められている様々なプロセスを経る必要があります、これらが完了するまでには一定の手続きに要する期間（約 1～2 か月程度）が必要であるため、申請日に即時で障がい福祉サービスの支給決定を行うことは制度的に困難です。

しかしながら、実際には、障がい者ご本人を取り巻く状況により、申請日当日から障がい福祉サービスによる支援が必要となることもあり、こうした緊急時等の対応として、特例介護給付費等における緊急やむを得ない場合の対応が法令等で規定されているところです。

なお、緊急その他やむを得ない場合としては、突発的な要因により主な介護者が死亡・入院により不在となる場合や、災害等により特例介護給付費等を支給しなければ居宅生活の継続が困難となる場合などがあり、障がい者ご本人及び周囲の支援者当から申出があった場合は、各区においてケース状況の聴き取りを迅速かつ丁寧に行い、その必要性を早急に検討・判断する取扱いとしているところです。

また、特例介護給付費等（緊急その他やむを得ない場合）は、介護給付費等の支給決定前のサービス利用分となるため、介護給付費等と異なり法定代理受領の対象とはならず、国の事務処理要領上は、原則、サービス利用時に費用を一旦利用者が全額負担する「償還払い」を前提としていますが、この方法では利用者に大きな負担が生じることから、本市としては、利用者がサービス提供事業者あてに「特例介護給付費等代理受領委任状」にて、特例介護給付費等の請求・領収・返還の権限を委任し、事業者は当該委任を受けて本市に

対して費用請求を行う取扱いとしています。

今後も引き続き、障がい支援区分認定までの期間を更に短縮するよう、円滑なサービス利用に向けて取り組むとともに、障がい者個々の状況を考慮しながら、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。

担当：福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 （電話 6208-8245）

18. 刑余者支援について

刑余者の支援について、刑務所入所中、地域の支援者（相談支援事業所等）は定着支援センターの関わりがなければ面会等 関与できず、退所後突然地域での支援が開始し、入所中の情報については医療情報さえ満足に得られない現状がある。

また、地域定着の流れに乗ることができれば良いが、それもできないまま地域に帰ってきた刑余者への支援についても同上であり、どちらにおいても対象者の適正なアセスメントのできない現状に支援者達は非常に苦勞している。

平成 27 年、28 年と引き続き国へあげた要望について特に以下の 3 点の結果を示してもらいたい。

- ・相談支援事業所が利用計画を作成するにあたって、アセスメントを行うための本人面会の確保や施設等からの個人情報の提供
- ・受入に関する対応マニュアルの作成や研修の実施
- ・服役中の受刑者について、体験宿泊などのサービス利用時に事故等が発生した場合における国の責任の明確化

回答

触法障がい者への支援については、この間、矯正施設入所中の更生プログラムの内容や更生状況の情報など、出所後の支援に必要な情報について、保護観察所等から自治体への情報提供が不十分であることから、出所前後の効果的な支援に困難が生じている側面があり、国に対し、矯正施設と地域生活定着支援センター、保護観察所、市町村、相談支援事業所など関係機関の連携を強化し、触法障害者の支援のための必要な情報を支援者側が適切に入手できるような仕組み作りについて要望しているところです。

しかしながら、その後、国においては特段の動きがないことから、触法障がい者の実態に即した支援を円滑に行うことができるような総合的な対策を確立するよう、引き続き国に要望してまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課 （電話 6208-8081）

19. 障がい福祉サービス事業所と提携している居宅における権利擁護について

西成区では障がい者へ対する受け皿がないため精神科病院からの地域移行の場として、障がい福祉サービス事業所（以下事業所）と提携している居宅へ入居する障がい者が増えている。その居宅においては障がい者が他の事業所を選択することができず、居宅と提携している事業所とのトラブルがあった際には居宅からの退去を求められるなど、障がい者へ対する権利侵害が起きている事例もある。

また、「同一敷地内減算になったため、サービス量を増やして欲しい」と計画相談支援事業所へ相談に来る事業所もあり、本来の自立を目的とした本人のニーズや状態にあったサービス提供が行われていない事例もある。

これらの具体の実情について西成区障がい者自立生活支援調整協議会として事例を今後まとめる予定である。平成 28 年度意見に対し福祉局から原則 3 年毎に 1 回の立入検査を実施しており、訪問介護事業者等への指導を継続していく旨の回答を得たが、大阪市としても障がい福祉サービス事業所と提携している居宅における権利擁護についての具体的な実態の把握を強く求める。

回答

指定（登録）障がい福祉サービス事業者等に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化のため、実地指導を行っているところであり、福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループによるサービス付高齢者向け住宅への立入検査や介護保険事業者に対する実地指導とも情報共有や合同での実地指導の実施等、連携を図っています。今後も関係機関と情報共有等、連携を密にし、指定（登録）障がい福祉サービス事業者等に対する指導に取り組んでまいります。

担当：福祉局障がい者施策部運営指導課（電話 6241-6527）

20. 障害者差別解消法の啓発について

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が制定され、西成区障がい者自立生活支援調整協議会でもその啓発を行ってきたところであるが、市民はおろか、今ひとつ当事者へも正しく浸透していない現状である。

障がいによって認知機能の低い方や理解が難しい方々へ、『差別』や『合理的配慮』の概念について正しく啓発することの難しさは日々の支援の中でも感じているところであり、理解を誤った障がい当事者が支援者を糾弾する状況も実際に起きている。

大阪市として、障がい者差別に対する相談件数はどれだけ上がっており、今後の啓発について具体的にどのように計画されているのか知りたい。

回答

大阪市における障がい者差別に関する相談体制としては、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター、人権啓発・相談センターが窓口になって相談対応を行っています。相談の状況は、平成 28 年度は 69 件、平成 29 年度は 58 件です。

差別や不快な思いを感じたときに相談できることを広めるため、窓口案内チラシを作成し相談窓口に配架するほか、相談支援事業所など関係機関へも周知し、身近な場所から当事者に届くよう取り組んでいます。

また、相談窓口が対応した相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が法制度の理解並びに障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

特に啓発が必要と思われる事例に関しては、事例を踏まえて正しい理解を促すための啓発チラシを作成し関係事業者に配布するなどの取り組みを行っています。

法の認知度はまだまだ低く、法制度の周知や啓発は重要であると考えております。

法施行以降取り組んでいる市民や事業者を対象に障害者差別解消法の理解を深めるための講演会や啓発講座の開催など、今後もきめ細かな取り組みを引き続き進めてまいりますので、関係の皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。

担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話 6208-8075）